

業務及び財産の状況に関する説明書

【2023年3月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、インターネットの利用その他の方法により公表するために作成したものです。

ワイエム証券株式会社

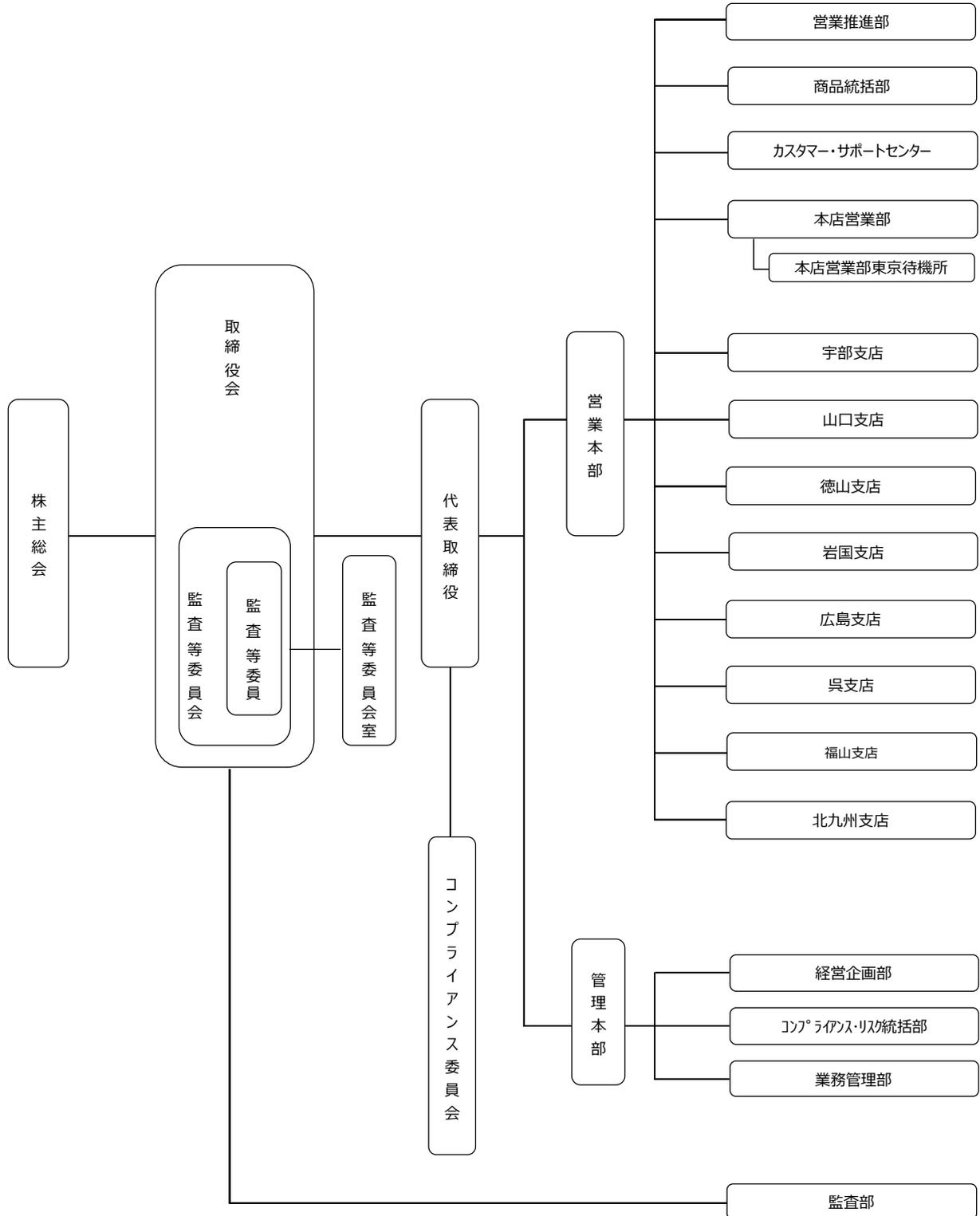
目 次

	頁
I. 当社の概況及び組織に関する事項	1
1. 商号	1
2. 登録年月日	1
3. 沿革及び経営の組織	1
4. 株式の保有数の上位10位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合	3
5. 役員 の氏名又は名称	3
6. 政令で定める使用人の氏名	3
7. 業務の種別	4
8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地	5
9. 他に行っている事業の種類	5
10. 苦情処理及び紛争解決の体制	5
11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	6
12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号	7
13. 加入する投資者保護基金の名称	7
II. 業務の状況に関する事項	8
1. 当期の業務の概要	8
2. 業務の状況を示す指標	9
III. 財産の状況に関する事項	13
1. 経理の状況	13
2. 借入金の主要な借入先及び借入金額	22
3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益	22
4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益	22
5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無	22
IV. 管理の状況	23
1. 内部管理の状況の概要	23
2. 分別管理等の状況	25
V. 連結子会社等の状況に関する事項	27

(2) 経営の組織

当社の経営組織の概要は次のとおりであります。

(2023年4月3日現在)



4. 株式の保有数の上位 10 位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

氏名又は名称	保有株式数 (株)	割合 (%)
1. 株式会社山口フィナンシャルグループ	1,464	60.00
2. 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	976	40.00
計 2 名	2,440	100.00

5. 役員の氏名又は名称

役 職 名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	伊勢崎 俊博	有	常 勤
代表取締役副社長	正野 知義	有	常 勤
常 務 取 締 役	永井 聡明	無	常 勤
取締役 監査等委員	吉松 克則	無	常 勤
取締役 監査等委員	吉富 真二	無	非常勤
取締役 監査等委員	竹内 晃	無	非常勤

(注) 1. 取締役監査等委員吉松克則、吉富真二及び竹内晃の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

6. 政令で定める使用人の氏名

(1) 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者（部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
畠 山 誠	コンプライアンス・リスク統括部長
中 村 清	監査部長

(2) 投資助言業務（金融商品取引法第28条第6項に規定する投資助言業務をいう。）又は投資運用業（同条第4項に規定する投資運用業をいう。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者（金融商品の価値等（金融商品取引法第2条第8項第11号ロに規定する金融商品の価値等をいう。）の分析に基づく投資判断を行う者を含む。）の氏名

氏 名	役 職 名
該当ありません。	

7. 業務の種別

- (1) 金融商品取引法第 28 条第 1 項および第 3 項に掲げる行為に係る業務並びに有価証券等管理業務
- ① 法第 2 条第 8 項第 1 号
有価証券売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - ② 法第 2 条第 8 項第 2 号
有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 法第 2 条第 8 項第 3 号
取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引に係る委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 法第 2 条第 8 項第 8 号
有価証券の売出し
 - ⑤ 法第 2 条第 8 項第 9 号
有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
 - ⑥ 法第 2 条第 8 項第 13 号
投資助言・代理業
 - ⑦ 法第 2 条第 8 項第 16 号、同第 17 号に掲げる行為(有価証券等管理業務)
上記行為に関して、お客さまから金銭又は証券若しくは証書の預託を受けること並びに社債等の振替を行うために口座の開設を受けて社債等の振替を行うこと
- (2) 法第 35 条第 1 項に定める金融商品取引業者に付随する業務
- ① 有価証券の貸借業務
 - ② 信用取引に付随する金銭の貸付業務
 - ③ 有価証券に関する顧客の代理業務
 - ④ 受益証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払いに係る代理業務
 - ⑤ 投資証券等に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払いに係る代理業務
 - ⑥ 累積投資契約の締結業務
 - ⑦ 有価証券に関する情報の提供又は助言業務

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	山口県下関市豊前田町三丁目3番1号 〒750-0018 TEL083-223-1234
広 島 支 店	広島県広島市中区袋町3番17号 〒730-0036 TEL082-546-1250
山 口 支 店	山口県山口市駅通り二丁目5番5号（山口銀行山口支店内） 〒753-0048 TEL083-933-1000
北九州支店	福岡県北九州市小倉北区堺町一丁目6番15号 〒802-0005 TEL093-513-1211
岩 国 支 店	山口県岩国市麻里布町一丁目8番4号（山口銀行岩国支店内） 〒740-0018 TEL0827-30-1671
宇 部 支 店	山口県宇部市新天町一丁目1番11号（山口銀行宇部支店内） 〒755-0029 TEL0836-29-6881
徳 山 支 店	山口県周南市桜馬場通一丁目1番（山口銀行徳山支店内） 〒745-0011 TEL0834-27-1561
福 山 支 店	広島県福山市延広町1番28号（もみじ銀行福山支店内） 〒720-0064 TEL084-973-8822
呉 支 店	広島県呉市本通二丁目3番7号（もみじ銀行呉営業部内） 〒737-0045 TEL0823-32-8011
カスタマー・ サポートセンター	広島県広島市中区袋町5番25号 〒730-0036 TEL0120-789-902

9. 他に行っている事業の種類

他に行っている事業はございません。

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

当社は、以下の通り苦情処理・紛争解決手続を実施するための措置を講じています。

【苦情処理・紛争解決に係る業務運営体制】

（1）苦情処理・紛争解決を図るための措置

①当社は、指定紛争解決機関である特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）との間で手続実施基本契約を締結する措置を講じます。

※ FINMAC は、日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会を含む金融商品取引業協会4団体共同により設立された機関であり、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく法務大臣の認証並びに金融商品取引法に基づく認定投資者保護団体としての認定、及び指定紛争解決機関として指定を受け、金融商品取引の勧誘や制度等に関するお客様からの相談や苦情の受付窓口として、又金融商品取引に関するお客様と金融取引業者との紛争を解決するための「あっせん」の窓口として、公正中立な立場から迅速かつ透明度の高い紛争解決

サービスの提供を行っています。

※ 指定紛争解決機関は、金融機関と締結する手続実施基本契約に基づき、次に掲げる苦情処理・紛争解決手続を実施します。

- ・加入金融機関のお客様から苦情の解決の申立てがあったときは、その相談に応じ、そのお客様に必要な助言をし、事情を調査するとともに、当該金融機関に対し、苦情の内容を通知してその迅速な処理を求める。
- ・当事者より紛争の解決の申立てを受けたときは、紛争解決委員を選任し、当該紛争解決委員は、和解案を作成し、その受諾を勧告し、又は特別調停をする。

②当社は、金商法第156条の38第4項に規定する「特定投資助言・代理業務」に関する苦情処理措置として、金融商品取引業等に関する内閣府令第115条の2第1項第1号の規定に基づき、業務運営体制及び社内規則を整備する措置及び当該業務に関する紛争解決措置として、同条第2項第2号の規定に基づき、「山口県弁護士会仲裁センター」を利用する措置を採っています。

(2) 苦情・紛争の受付窓口

当社は、下表に掲げる受付窓口において、お客様よりの苦情又は紛争のお申出を受付させていただきます。

受付窓口	お申出先	対象とする業務	苦情	紛争
当社受付窓口	お取引のある本支店等又はコンプライアンス・リスク統括部お客様相談窓口 山口県下関市豊前田町三丁目3番1号 海峡メッセ下関2階 電話番号：083-223-0190	金融商品取引業務	◎	◎
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)	電話番号：0120-64-5005 (フリーダイヤル) 受付時間：月曜日から金曜日までの 9：00-17：00（振替休日を含む祝日、12月31日～1月3日を除く）	金融商品取引業務	◎	◎
山口県弁護士会仲裁センター	電話番号：0570-064-490 (ナビダイヤル) 受付時間：9：00-17：00（土・日曜・祝日を除く）	特定投資助言・代理業務	◎	◎

※ FINMACにおいては、当社の行う金融商品取引業者としての業務に伴う苦情又は紛争のお申出を受付させていただきます。

※ 山口県弁護士会仲裁センターにおいては、当社の特定投資助言・代理業務に伴う苦情又は紛争のお申出を受付させていただきます。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

日本証券業協会

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
非会員

13. 加入する投資者保護基金の名称
日本投資者保護基金

II. 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

当期の国内経済においては、2022年3月に「まん延防止等重点措置」が解除されたことで個人消費が持ち直しましたが、為替市場で一時1990年以来の150円超えとなるなど円安が進行し、輸入物価の上昇から食料品や電気・ガス料金の値上げが続くなど、不安定な状況が続いています。

また、世界経済においては、依然としてロシアによるウクライナ侵攻等の諸問題による先行き不透明感があるものの、ゼロコロナ政策を続けていた中国がウィズコロナへ方針転換をするなど、正常化へ向かう兆しも見せています。その一方で、記録的なインフレを抑制するため、各国の中央銀行が利上げを行っており、世界的な景気悪化懸念が拭えない状況が続いています。

このような環境下、国内株式市場において、日経平均株価は2022年4月に27,624円で始まりました。為替市場での円安・ドル高を背景に輸出採算の改善期待などから日経平均株価は上昇し、6月9日に高値28,389円まで上昇する場面がありました。その後は、各国中央銀行の利上げ発表が相次いだことによる景気減速懸念が強まり、日経平均株価は6月20日に25,520円まで下落しました。8月半ばにかけては米国FRBによる利上げ加速への警戒感が後退したことから株価は大きく上昇し、日経平均株価は8月17日には29,222円を付けました。その後も、米国の利上げ鈍化や世界的な景気後退懸念等を織り込みながら、広めのレンジ内を推移する展開となりました。2023年3月には米国の銀行破綻による景気後退不安を受けて一時的に下げる場面もありましたが、3月末の日経平均株価は28,041円で取引を終了しました。

米国株式市場では、主要株価指数であるダウ工業株30種平均は2022年4月に34,740米ドルで始まりました。インフレ抑制を目指すFRBの利上げにより米国10年債利回りが上昇、ダウ工業株30種平均は下落基調となり、10月13日に安値28,660米ドルを付けました。その後は利上げ減速観測が優勢となり、底堅く推移しました。2023年3月の米国の相次ぐ銀行破綻により一時的に下げる場面もありましたが、3月末のダウ工業株30種平均は33,274米ドルで取引を終了しました。

このような市況の中、2022年度は、「お客様の利益最優先の徹底による中長期的成長」、「預り資産増加を主眼としたストック収益の拡大」、「お客様の課題解決に向けたクオリティ向上」を基本方針として営業に取り組みました。

投資信託は、市場動向やお客様のニーズを踏まえた商品ラインナップの充実を図りました。インフレ懸念や資源高、コロナ正常化に対応した運用方針を保有する商品や、営業部店へのアンケートによりお客さまからのお問い合わせ、要望の多かった商品を導入いたしました。また、山口フィナンシャルグループ3行が新たに扱うファンドもグループとして平仄を合わせて導入し、高齢者、投資初心者等の顧客属性や運用方針に沿った低リスクのバランス型・債券型コアファンドから比較的高いリターンを目指すサテライトファンドまで充実した商品を取り揃え、お客様の商品選択の幅を広げました。

一方で、既存の取扱商品の販売動向や類似する商品性等の観点から取扱商品の見直しを行い、厳選化された商品ラインナップの整備に取り組んでいます。

ファンドラップの推進は継続して行い、2022年度は1,090百万円積み上げて、残高は4,808百万円となりました。

外国債券は、新興国通貨建債券の多くが満期を迎え円償還（BRL・IDR・INR）となりましたが、新たな売出しがありませんでした。一部通貨（MXN・TRY・ZAR）は既発債券によりロールしましたが、運用成果が芳しくなく新興国通貨建債券の残高は大幅に減少しました。

一方、先進国通貨建債券は、売出し・既発債でロールし、円安基調により基軸通貨である米ドルを中心に残高は微増で推移しました。

その結果、顧客ポートフォリオ上は、先進国通貨比率が向上しました。

仕組債（EB債・指数債、公募債・私募債すべて）は、グループ方針により2022年10月から販売を停止しました。

損益状況は、海外市場の不透明感が増している中、外国株式や投資信託に対する需要低迷や仕組債の販売停止等から、営業収益は3,555百万円（前期比1,148百万円減少）となりました。

この結果、経常利益は△62百万円（同474百万円減少）となりました。特別損失として固定資産除却損および2期連続赤字店舗の減損損失を8百万円計上し、当期純利益は△116百万円（同332百万円減少）となり、減収減益により赤字となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

（単位：百万円）

	2023年3月期	2022年3月期	2021年3月期
資本金	1,270	1,270	1,270
発行済株式総数	2,440株 (うち優先株式 0株)	2,440株 (うち優先株式 0株)	2,440株 (うち優先株式 0株)
営業収益	3,555	4,703	4,592
受入手数料	3,106	3,394	3,152
委託手数料	819	831	873
募集・売出し・特定投資家向け 売付け勧誘等の取扱い手数料	1410	1,648	1,550
その他の受入手数料	875	913	727
(外貨MMF信託手数料)	(7)	(2)	(2)
(ラップ代理業務報酬)	(31)	(19)	(9)
トレーディング損益	430	1,293	1,418
株券等	233	850	859
債券等	175	367	466
その他	21	76	92
(外国為替取引損益)	(21)	(76)	(92)

(注)当社が行う売出し外債の取扱いに係る受入手数料について、従来、「受入手数料」の内訳科目である「その他の受入手数料」に計上しておりましたが、2020年3月期より、同じ「受入手数料」の内訳科目である「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」に計上しております。

本件は、売出し外債の取扱い業務の拡大に伴い、「その他の受入手数料」に内包する収益額をより適切に区分して表示することを目的とし、表示科目を変更したものであります。

(単位：百万円)

	2023年3月期	2022年3月期	2021年3月期
純営業収益	3,539	4,692	4,575
経常損益	△62	412	12
当期純損益	△116	216	3

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）

(単位：百万円)

	2023年3月期	2022年3月期	2021年3月期
自 己	24,823	91,209	92,081
委 託	99,197	111,506	109,791
計	124,020	202,715	201,872

①-2 株券の売買高の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に係るものに限る。）

該当ありません。

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）

(単位：千株、百万円)

区 分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高	
2023年3月期	株 券	—	—	—	101	28	—	—
	国債証券	—	/	/	222	/	—	—
	地方債証券	—	/	/	—	/	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	6,200	1,621	—	—
	受益証券	/	/	/	130,062	—	100	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
2022年3月期	株 券	—	—	—	71	393	—	—
	国債証券	—	/	/	13	/	—	—
	地方債証券	—	/	/	—	/	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	1,111	5,046	—	—
	受益証券	/	/	/	145,712	—	5,350	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—
2021年3月期	株 券	—	—	—	269	322	—	—
	国債証券	—	/	/	106	/	—	—
	地方債証券	—	/	/	—	/	—	—
	特殊債券	—	—	—	—	—	—	—
	社債券	—	—	—	5,192	4,126	—	—
	受益証券	/	/	/	152,520	—	6,000	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—

②-2 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るものに限る。）

該当ありません。

②-3 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

該当ありません。

(3) その他業務の状況

保護預り残高等

	株 券	公社債	受益証券	その他
2023年3月期	104,899千株	51,339百万円	206,079百万口	14百万円
2022年3月期	103,162千株	47,114百万円	203,256百万口	24百万円
2021年3月期	100,625千株	57,365百万円	216,466百万口	128百万円

*保護預り以外の業務については、経営に与える影響度が少ないため省略しております。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：%、百万円)

	2023年3月期	2022年3月期	2021年3月期
自己資本規制比率 (A/B×100)	876.4	802.6	705.4
固定化されていない自己資本 (A)	6,429	6,638	6,252
リスク相当額 (B)	733	827	886
市場リスク相当額	83	143	149
取引先リスク相当額	129	139	140
基礎的リスク相当額	520	544	597
暗号資産等による控除額	-	-	-

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	2023年3月期	2022年3月期	2021年3月期
使 用 人	160	164	167
(うち外務員)	160	164	167

Ⅲ. 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	2023/3 期	2022/3 期	科 目	2023/3 期	2022/3 期
現金及び預金	6,132	6,545	トレーディング商品	-	-
預託金	3,647	4,796	信用取引負債	632	731
トレーディング商品	-	-	預り金	3,776	5,018
約定見返勘定	573	425	受入保証金	315	346
信用取引資産	632	731	短期借入金	-	-
立替金	-	0	有価証券等受入未了勘定	-	-
募集等払込金	-	-	前受収益	-	-
短期差入保証金	400	500	未払金	55	27
有価証券等引渡未了勘定	72	-	未払費用	194	197
未収還付法人税等	34	-	未払法人税等	10	91
短期貸付金	-	-	賞与引当金	80	97
前払金	-	-	リース負債	11	8
前払費用	6	6	流動負債計	5,076	6,518
未収入金	15	17	繰延税金負債	-	-
未収収益	161	175	退職給付引当金	-	-
未収還付法人税等	34	-	役員退職慰労引当金	3	3
貸倒引当金	△0	△0	役員株式給付引当金	22	15
流動資産計	11,675	13,196	リース負債	20	15
有形固定資産	54	59	固定負債計	46	34
(建物)	17	24	金融商品取引責任準備金	17	17
(器具・備品)	7	13	引当金計	17	17
(リース資産)	28	21	負債合計	5,140	6,569
無形固定資産	36	13	株主資本		
投資その他の資産	91	131	資本金	1,270	1,270
(長期差入保証金)	34	34	資本剰余金	1,270	1,270
(長期前払費用)	0	0	利益剰余金	4,176	4,292
(繰延税金資産)	54	94	(うち当期損益)	△116	216
(その他)	1	1	純資産合計	6,716	6,832
固定資産計	181	204	負債・純資産合計	11,856	13,401
資産合計	11,856	13,401			

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

	2023/3 期	2022/3 期
営業収益	3,555	4,703
(受入手数料)	(3,106)	(3,394)
(トレーディング損益)	(430)	(1,293)
(金融収益)	(18)	(15)
金融費用	15	11
純営業収益	3,539	4,692
販売費及び一般管理費	3,602	4,280
営業損益	△62	411
営業外損益	0	0
経常損益	△62	412
特別損益	△8	19
税引前当期純益	△70	431
法人税等	5	75
法人税等調整額	39	140
当期純損益	△116	216

(3) 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日-2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	繰越利益 剰余金	利益剰 余金合計		
当期首残高	1,270	1,270	1,270	4,292	4,292	6,832	6,832
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	△116	△116	△116	△116
当期変動額合計	—	—	—	△116	△116	△116	△116
当期末残高	1,270	1,270	1,270	4,176	4,176	6,716	6,716

(2021年4月1日-2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本計	
		資本 準備金	資本剰余 金合計	繰越利益 剰余金	利益剰 余金合計		
当期首残高	1,270	1,270	1,270	4,076	4,076	6,616	6,616
当期変動額							
当期純利益	—	—	—	216	216	216	216
当期変動額合計	—	—	—	216	216	216	216
当期末残高	1,270	1,270	1,270	4,292	4,292	6,832	6,832

(4) 注記

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は、「会社計算規則」(2006年2月7日法務省令第13号)並びに同規則第146条第1項に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(2007年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業經理の統一に関する規則」(1974年11月14日付日本証券業協会理事会決議)に準拠して作成しております。

なお、記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券等の評価基準及び評価方法については、時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については同質の顧客を有する企業等の引当率を参考に、合理的な方法で算出し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）への株式会社山口フィナンシャルグループ株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

4. 特別法上の準備金の計上基準

金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

主な収益を以下のとおり認識しております。

「委託手数料」においては、顧客と締結した取引約款・規定等に基づいて、売買執行サービス等を履行する業務を負っております。当履行義務は、当社が注文を執行する都度充足されることから、約定時点（一時点）で収益を認識しております。通常支払期限について、履行義務の充足時点である約定日から概ね数営業日以内に支払を受けております。

「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」においては、有価証券の引受会社等との契約に基づき、募集・売出しに係るサービス等を履行する義務を負っております。当履行義務は、募集等の申し込みが完了した時点で充足されることから、募集等申込日等の当該業務の完了時（一時点）に収益を認識しております。通常支払期限について、履行義務の充足時点である募集等申込日から払込日又は受渡日等までに支払を受けております。

「その他の受入手数料」は、主に「代理事務手数料」となります。

「代理事務手数料」においては、主に投信委託会社等との契約に基づき、募集・販売の取扱い等に関する代理事務を履行する義務を負っております。取引価格は投資信託の純資産等を参照して算定されます。当履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が消費されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。通常支払期限について、多くの場合、投資信託等の決算日後から数営業日以内に支払を受けております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 「トレーディング商品」に属する商品有価証券等の売買時の会計処理の方法

「トレーディング商品」に属する商品有価証券等の売買時の会計処理は、買い約定時には未払金、売り約定時には未収入金に相当する「約定見返勘定」により借方の金額と貸方の金額を相殺して計上し処理しています。

[会計方針の変更に関する注記]

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当該事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会社方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

[重要な会計上の見積り]

繰延税金資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度における「繰延税金資産」の貸借対照表計上額は54,369千円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 算出方法

将来の利益計画により見積もられた課税所得及び一時差異のスケジューリングに基づき、繰延税金資産を計上しております。

b. 主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、取締役会が承認した利益計画に基づいております。当該利益計画は、将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、各種施策による安定的な収益の確保及び一定のコスト削減を主要な仮定として織り込んでおります。

c. 翌事業年度の計算書類に与える影響

上述の各種施策による収益の確保及びコスト削減の予測は高い不確実性を伴うことから、翌事業年度において実績が計画を下回った場合には、将来の課税所得の見積りに重要な影響を及ぼし、その結果として繰延税金資産の取崩しが生じる可能性があります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 差入れをした有価証券及び差入れを受けた有価証券の時価額	
(1) 差入れをした有価証券の時価額	一千円
(2) 差入れを受けた有価証券の時価額	461,161 千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	279,176 千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債務	11,368 千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
営業費用	1,093,454 千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

発行済株式の種類及び総数	
発行済株式数	
普通株式	2,440 株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は次のとおりであります。

<繰延税金資産>

1. 繰越欠損金	273,926 千円
2. 賞与引当金	24,482 千円
3. 未払事業税	2,329 千円
4. 減損損失否認額	907 千円
5. 金融商品取引責任準備金	5,185 千円
6. 役員退職慰労引当金	1,151 千円
7. 役員株式給付引当金	6,823 千円
8. 貯蔵品	1 千円
9. 貸倒引当金	32 千円
10. <u>ゴルフ会員権</u>	<u>1,121 千円</u>

繰延税金資産小計 315,961 千円

評価性引当金 △260,383 千円

繰延税金資産合計 55,577 千円

<繰延税金負債>

未収還付事業税 △1,208 千円

繰延税金負債合計 △1,208 千円

繰延税金資産の純額 54,369 千円

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、有価証券の売買の取次ぎ、販売等の金融商品取引業を行っております。事業を行うため、資金の状況によって銀行借入れによる資金調達を行っております。また、信用取引顧客の約定に伴い、東海東京証券株式会社から資金調達を行っております。

当社では、資産及び負債を「リスク管理規程」に基づき管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、国内の金融機関への預金及び現金、預託金、東海東京証券株式会社への差入保証金、信用取引顧客に対する貸付金であり、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき取引する有価証券は、主に株式、債券等であり、顧客の資金運用に対応するために顧客と取引するトレーディング業務に関するものであります。これらはそれぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、信用リスクを「信用リスク管理規程」に基づき、あらかじめ定めた限度額の範囲内で収めることで管理を行っております。

②市場リスクの管理

当社は、市場リスクを「市場リスク管理規程」に基づき、あらかじめ定めた限度額の範囲内で収めることで管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,132,563	6,132,563	-
(2) 預託金	3,647,025	3,647,025	-
(3) 約定見返勘定	573,174	573,174	-
(4) 信用取引資産	632,335	632,335	-
(5) 短期差入保証金	400,000	400,000	-
資産 計	11,385,098	11,385,098	-
(1) 信用取引負債	632,335	632,335	-
(2) 預り金	3,776,583	3,776,583	-
(3) 受入保証金	315,193	315,193	-
負債 計	4,724,111	4,724,111	-

《資産》

- (1) 現金及び預金、(2) 預託金、(3) 約定見返勘定、(4) 信用取引資産、(5) 短期差入保証金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

《負債》

- (1) 信用取引負債、(2) 預り金、(3) 受入保証金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱山口フィナン シャルグループ	被所有	社員等の人 的援助	出向者費用(注1)	676,209	未払金	11,368
		直接60%		サーバー利用料等	16,858		
その他の 関係会社	東海東京フィナンシ ャル・ホールディングス㈱	被所有 直接40%	社員等の人 的援助	出向者費用(注1)	383,797	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 出向者費用については、取引内容に鑑み、関連して発生するコストや果たされる機能等の要素を勘案して株式会社山口フィナンシャルグループ・東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社と検討・協議のうえ決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

該当ありません。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	㈱山口銀行	—	証券取引の 仲介	株式投信等売買金額	590,860	現金及び預金	4,370,989
				仲介紹介手数料(注 1)	839,694	未払費用	86,016
親会社の 子会社	㈱もみじ銀行	—	証券取引の 仲介	株式投信等売買金額	6,295,409	現金及び預金	273,566
				仲介紹介手数料(注 1)	495,593	未払費用	44,825
親会社の 子会社	㈱北九州銀行	—	証券取引の 仲介	株式投信等売買金額	239,649	現金及び預金	234,476
				仲介紹介手数料(注 1)	97,946	未払費用	10,404
親会社の 子会社	ワイエムアセット マネジメント㈱	—	投資信託の 委託会社	投信売買金額	4,228,273	—	—
				投資信託代行手数料	126,221		
その他の 関係会社 の子会社	東海東京証券㈱	—	社員等の人的 援助	有価証券の売買金額	140,119		
				信用取引借入金金額	589,137	信用取引借入金(注 2)	327,625
				国内外債券販売手数料等(注 3)	44,301	信用取引借証券担保金	304,709
				信用取引支払利息 (注 3)	13,592	短期差入保証金	400,000
その他の 関係会社 の子会社	東海東京ビジネ スサービス㈱	—	業務の支援	事務委託費(注 4)	390,943	未払費用	43,324
						内通信費・運送費	2,552
						営業情報費	3,608
						器具備品賃借料	2,185
						修繕保守料	2,534
						事務委託費他	32,443

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 仲介紹介手数料については、取引内容に鑑み、関連して発生するコストや果たされる機能等の要素を勘案して株式会社山口フィナンシャルグループと検討・協議のうえ決定しております。

(注 2) 信用取引借入金については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保として信用取引差入金を差入れております。

(注 3) 国内外債券販売手数料等及び信用取引支払利息については、取引内容に鑑み、関連して発生するコストや果たされる機能等の要素を勘案して東海東京証券株式会社と検討・協議のうえ決定しております。

(注 4) 事務委託費については、取引内容に鑑み、関連して発生するコストや果たされる機能等の要素を勘案して東海東京ビジネスサービス株式会社と検討・協議のうえ決定しております。

4. 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額	2,752,679円29銭
2. 1株当たり当期純損失	47,548円49銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当ありません。

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当ありません。

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

該当ありません。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当ありません。

5. 財務諸表に関する会計監査人等による監査の有無

当社は、会社法第436条第2項第1号に基づき、当事業年度の計算書類及びその附属明細書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

IV. 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

お客様が当社でお取引いただくにあたってのお取引口座開設から注文並びに執行、清算そして有価証券の保護預りにいたるまで、専任の担当者を配置して、適正かつ迅速な処理を心がけております。

法令・諸規則を遵守した営業と事故の未然防止を図るため、各営業店には内部管理責任者を配置し、本社においては、コンプライアンス・リスク統括部が日常的にチェックを行っており、お客様からのお問い合わせに対しても「お客様相談窓口」を設け、即応できる体制を整えております。

内部監査体制として、独立した監査部が法令等遵守およびリスク管理を含む内部管理体制の適切性および有効性を検証および評価するとともに、業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることを目的として、内部監査を行っております。なお、お客様からお預りしております金銭・有価証券につきましては、当社の財産と区分して法令の定めるところにしたがって分別管理を実施しております。

<コンプライアンス・リスク統括部の業務分掌>

コンプライアンス・リスク統括部は、次の事項を分掌する。

1. コンプライアンスに関する事項

- (1) コンプライアンス（法令等遵守）に係る統括および指導に関する事項
- (2) コンプライアンス関連情報の収集および管理に関する事項
- (3) 証券事故および顧客との紛争等の処理に関する部店への指導、弁護士への委嘱および主務官庁、業界団体への届出等に関する事項
- (4) 顧客の苦情処理、紛争処理等に関する事項
- (5) 広告業務に係る審査等に関する事項
- (6) その他これに附帯する事項

2. 法務に関する事項

- (1) コンプライアンス関連の法令遵守等に関する事項
- (2) その他これに附帯する事項

3. 売買管理に関する事項

- (1) 有価証券等の売買管理に関する事項
- (2) 主務官庁等への調査資料提出に関する事項
- (3) 内部者取引の売買管理に関する事項
- (4) 役職員の証券投資に関する事項
- (5) 5%ルールに係る届出および指導等の総括に関する事項
- (6) その他これに附帯する事項

4. 業務管理に関する事項

- (1) 業務管理に係る調査に関する事項

- (2) 受渡に係る異例事項の状況把握ならびに指導に関する事項
- (3) 顧客の口座開設に係る審査および顧客取引状況の把握ならびに指導に関する事項
- (4) アテンション口座の把握ならびに指導に関する事項
- (5) 取引の公正確保に係る諸法令・諸規則および社内規程の遵守状況の把握ならびに指導に関する事項
- (6) その他これに附帯する事項

5. リスク管理に関する事項

- (1) 有価証券の自己勘定取引に対する市場リスク限度枠の設定および商品別与信リスク限度枠の設定並びにこれら管理に関する事項
- (2) 与信リスク管理に係る提案、提言および与信リスク管理手法の研究、開発に関する事項
- (3) 総合的リスク管理に関する事項
- (4) 外部委託先の情報管理に関する事項
- (5) その他これに附帯する事項

6. 情報管理に関する事項

- (1) コンプライアンス関連および顧客に対する情報管理に関する事項
- (2) その他これに附帯する事項

7. コンプライアンス・リスク統括部業務グループは、次の事項を分掌する。

- (1) 事務処理要項の作成に係る業務の総括に関する事項
- (2) 新商品の開発に伴う制度改定および事務処理変更等に係る社内外への対応ならびに調整に関する事項
- (3) 法定帳簿に関する事項
- (4) 業務処理に係る部店指導に関する事項
- (5) 業務処理等に係る部店窓口業務に関する事項
- (6) その他これに附帯する事項

8. お客様相談窓口は、次の事項を分掌する。

- (1) お客様からの苦情、相談等の対応に関する事項
- (2) その他これに附帯する事項

<監査部の業務分掌>

監査部は、次の事項を分掌する。

- 1. 内部管理に係る諸法令・諸規則および社内規程の遵守状況の監査および監査の企画ならびに指導に関する事項
- 2. 本部および営業部店の一般事務の検査に関する事項
- 3. 事故発生部店の特別検査および調査に関する事項

4. 外部監査等に係る業務に関する事項
5. 監査等委員会の職務補助に関する事項

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

① 顧客分別金信託の状況

項 目	2023年3月31日 現在の金額	2022年3月31日 現在の金額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	3,627百万円	4,775百万円
期末日現在の顧客分別金信託額	3,630百万円	4,780百万円
期末日現在の顧客分別金必要額	3,698百万円	4,816百万円

② 有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等を除く。）の分別管理の状況

イ 保護預り等有価証券

有価証券の種類		2023年3月31日現在		2022年3月31日現在	
		国内証券	外国証券	国内証券	外国証券
株 券	株数	100,096千株	4,803千株	98,225千株	4,937千株
債 券	額面金額	22,265百万円	29,074百万円	15,588百万円	31,526百万円
受益証券	口数	199,273百万口	6,806百万口	196,079百万口	7,177百万口
その他	額面金額	14百万円	—	24百万円	—

ロ 受入保証金代用有価証券

有価証券の種類		2023年3月31日現在	2022年3月31日現在
		数 量	数 量
株 券	株数	195千株	206千株
債 券	額面金額	—	—
受益証券	口数	138百万口	185百万口
その他	額面金額	0百万円	0百万円

ハ 管理の状況

金融商品取引法第43条の2又は43条の3の規定に基づいて分別管理しております。

- ・保護預り有価証券・・・自己の有価証券と区分して、(株)証券保管振替機構等において確実にか

つ整然と管理しております。

- ・ 代用有価証券・・・・・・・・自己の有価証券と区分して、(株)証券保管振替機構等において確実にかつ整然と管理しております。
- ・ 金 銭・・・・・・・・自己の固有財産と分別して信託銀行に「顧客分別金信託」として信託しております。

「分別管理」とは、証券会社がお客様からお預りした有価証券・金銭を、万が一経営が破綻した場合でも、確実にお客様に返還できるよう管理・保管することです。

1998年12月に施行された改正証券取引法によって、1999年4月から全ての証券会社に分別保管が義務付けられました。

当社では、2007年10月の開業時よりお客様からお預りした有価証券については自社の固有財産と分別して、お客様名義での管理・保管を行っております。

また、証券会社の破綻の際に一般債権として取り扱われる可能性の高い預り金、証拠金、保証金等の金銭についても、「顧客分別金信託」として信託銀行に信託しており、お客様がより一層安心してお取引いただける分別保管体制を整えております。

さらに、2003年3月期から顧客資産の分別保管の適正な実施を確保するため、定期的な外部監査法人等による監査が義務づけられ、年1回以上監査法人のチェックを受けることとなりました。

これらは、2007年9月に施行されました金融商品取引法においても「分別管理」として引き継がれております。

- ③ 対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る分別管理の状況
該当ありません。
 - ④ 電子記録移転有価証券表示権利等（令第1条の12第2号に規定する権利を除く。）に限る。）の分別管理の状況
該当ありません。
- (2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況
該当ありません。
- (3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理（電子記録移転有価証券表示権利等に係るものを除く。）の状況
該当ありません。

V. 連結子会社等の状況に関する事項

1. 当社及びその子会社等の集団の構成

該当ありません。

2. 子会社との商号又は名称、本店又は主たる事業所の所在地、資本金の額、事業の内容等

該当ありません。

以上